

市原市は親子三世代の暮らしを応援します！

市原市は子育て世帯が安心して暮らせるまちへ向けて、親世帯の近くで、家族で支え合って暮らしたいという子育て世帯を応援する、新たな制度を令和元年10月より開始しました。

子育て世帯が市内で住宅を取得するとき、その親世代が市内定住の場合に住宅取得の一部を補助します。

各要件を満たした人が対象となります。

◇主な対象要件

1. 子育て世帯が市内で新たに住宅を取得（新築または購入）する。
2. 子育て世帯に中学生以下の子どもがいる。
3. 親世帯が1年間以上市内に居住している。
4. 子育て世帯・親世帯ともに市税の滞納がない。
5. 本制度の利用後、申請時の補助区分を満たす居住状態で、子育て世帯・親世帯ともに3年以上継続して市内に居住する。
6. 居住する建物の登記（子育て世帯所有）と住民票の異動から、1年経過していない。

◇対象経費と補助金の額

住宅の取得（新築・購入）に要する費用に対し、下表の金額を補助します。

親世帯の住居との直線距離	2kmを超える市内居住	同居または2km以内の近居
市内で転居	30万円	50万円
市外から転入	80万円	100万円

◇申請方法・申請期間

住宅政策課にある申請書（市ウェブサイトからダウンロード可）に必要事項を書き、必要書類を添えて窓口で申請する。なお、対象要件の確認を行いますので、事前に相談してください。

申請期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

◇住宅金融支援機構との連携

住宅ローン「フラット35子育て支援型・地域活性化型」の金利優遇が受けられます。利用するときは、住宅購入の契約前に必ず事前相談をしてください。

◇問合せ・相談窓口

市原市役所 住宅政策課 第1庁舎3階

〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

Email : juutaku@city.ichihara.lg.jp TEL:0436-23-9841 FAX: 0436-21-1478

いちはら結婚新生活応援事業

市原市は新婚家庭の 新しい生活を応援します！

市原市は若者が安心して暮らせるまちへ向けて、結婚して新生活をスタートさせたいという若者を応援する、新たな制度を令和元年10月より開始しました。

若者が結婚を機に市内に定住するとき、新生活に必要な住居費や引っ越し費用の一部を補助します。

令和2年1月1日以降に各要件を満たした人が対象となります。

◇主な対象要件

1. 夫婦の年齢がともに34歳以下。
2. 夫婦の所得の合計が340万円未満。
3. 夫婦ともに市町村税の滞納がない。
4. 申請後、2年以上継続して市内に居住する。
5. 令和2年1月1日以降に入籍し、住宅の取得・賃借、引っ越し、住民票の異動を完了している。

◇対象経費・補助金の額

住宅の取得（新築または購入）や賃借（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）、引っ越しに要した費用に対し、1世帯あたり**上限30万円**を補助します。

◇申請方法・申請期間

住宅政策課にある申請書（市ウェブサイトからダウンロード可）に必要事項を書き、必要書類を添えて窓口で申請する。なお、対象要件の確認を行いますので、事前に相談してください。

申請期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

◇問合せ・相談窓口

市原市役所 住宅政策課 第1庁舎3階 〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1

Email : juutaku@city.ichihara.lg.jp TEL:0436-23-9841 FAX: 0436-21-1478

このほか、市原市では次のような住宅関連の支援制度をご用意しています。

補助制度の内容	問い合わせ・担当窓口
市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金 ※新築を除く 居住する住宅に太陽光発電システムを設置した方に、補助金を交付します。	環境部 環境管理課 電話：0436-23-9867
市原市住宅用省エネルギー設備等設置補助金 居住する住宅に省エネルギー設備（エネファーム、蓄電池、太陽熱利用システム、窓断熱改修）を設置した方に対し、補助金を交付します。	
合併処理浄化槽設置補助金 合併処理浄化槽を設置する方の中で一定の要件を満たした方に対し、補助金を交付します。	環境部 クリーン推進課 電話：0436-23-9857
住宅改造費助成事業 重度障がい者もしくは一定の要件を満たした高齢者の自立の促進や介護に適した環境づくりを図るため、住宅を改造する方に対し、補助金を交付します。	保健福祉部 障がい者支援課(電話：0436-23-9815) 高齢者支援課(電話：0436-23-9814)

ご利用希望の際には、事前に担当窓口へお問い合わせください。